

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 MAY (Vol.61)

CONTENTS

海外拠点ニュース ロックダウン下での上海の実態.....	2
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	
新興国ニュース第61回海外最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
【インドネシアの M&A に伴う労務及び法務】 <インドネシア>	8
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士 加藤 豪氏	
タイにおいて保険会社が閉鎖した 場合の行動指針のご紹介	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
コロナ禍の支援 (税務・会計) <マレーシア>	13
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
ベトナムの付加価値税率の引き下げ及び残業時間の上限引き上げ <ベトナム>	15
CaN International 国際会計事務所 (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) ディレクター 山岡 靖氏	
韓国駐在員日記.....	17
スターシア (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) 公認会計士 申原 侑祐氏	
雇用補助制度 (ESS) 2022<香港>	19
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏	
上海市ロックダウンの現状と日本本社の役割	22
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース ロックダウン下での上海の実態

株式会社中国銀行
上海駐在員事務所

3 月末に始まった上海市内でのロックダウン（都市封鎖）は、5 月に入った現在も継続されており、経済活動の正常化には依然としてほど遠い状況です。



【日々の PCR 検査の様子】

今回はその実態を、5 月 5 日付で上海日本商工クラブが発表した「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握（第 2 回）」でのアンケート結果とともにご紹介します。

1. 上海経済の現状

工場の操業停止や物流の混乱を受け、生産も低迷しており、4 月の製造業景況指数はコロナ流行初期の水準近くまで悪化しています。また、米国での積極的な利上げ方針を背景とした急速な元安が進む一方で、4 ヶ月連続で外貨準備高が減少するなど、資本の流出も続いており、中国でのさらなる景気悪化は避けられそうにない状況です。

中国当局は経済の急減速に危機感を強める一方で、従来からのゼロコロナ政策は堅持する構えを崩しておらず、ウィズコロナ政策への早期転換は期待薄です。

2. ハードルの高い操業再開

上海市経済信息化委員会は 4 月 16 日、「上海市の工業企業の生産再開に伴う防疫対策の手引き」を発表し、操業再開に向けた取り組みを進めていることをアピールしました。操業を再開させた企業や、操業再開率の報道もありますが、政府が提示した再稼働条件が非常に厳しく、日本企業にとっては非常にハードルの高いものとなっています。

上海市経済信息化委員会が発表した「操業再開における防疫対策の手引き」によると、職場復帰した従業員が生産活動を行う間は、閉鎖型管理の実施が求められます。それは外部との接触を避けるため、従業員が工場などの勤務先で寝泊まりする必要があります。一度出勤した従業員は基本的に自宅に戻ることが出来なくなります。このことから出勤を躊躇する従業員もいるとみられ、閉鎖的生産の条件を具備していたとしても、生産を最低限保証するのに必要な人員を確保することが難しくなっています。

- 閉鎖ループでの対応が必須とされているため、工場内の寮などの設備がないと、本格的な稼働再開は現実的に不可能。
- 工業園區と交渉するも、工場内での自主 PCR 検査など課題があり、操業再開申請もできていない。
- 通勤が許可された場合も、従業員の通勤手段確保が課題。
- 操業許可の条件は、工場内での封鎖生活との要求だが、シャワー、ベッド、食事、等々、生活は不可能。1 カ月半以上設備が止まっており、復帰可能か否かの判断不能。

3. 物流面の課題

仮に操業再開が出来たとしても、物流面の停滞・停止が大きな足かせとなっています。

- 空輸は全面ストップしたため、可能なものは船便に変更。変更できるものは他港に切り替えたが、輸入登録上の問題で港を変更できないもの

は取引停止。

- 保冷品については難易度がより高い。
- 上海市内の外部契約倉庫でのオペレーションができないため、お客さまが上海市以外の場合、新たに日本から直接上海以外の港や空港向けに手配している。上海市内のお客さまには手の打ちようがない。
- 国内物流について、3月半ばから納入ができていない物が多々ある。
- 特別通行許可証をもっている輸送会社の確保、車両の手配が困難。
- 政府が発行する通行許可証の取得が難しい。
- 物流は止まっていないと言われることがあるが、市中の現場ではごくわずかしか流れていない。
- 上海と周辺都市間の交通規制、高速道路封鎖、トラック運転手不足等により物流停滞。
- 拠点が上海郊外にあり、市、省を跨ぐ配送が多いため、通行許可証の問題や運転手の健康コードが赤に変わるなどの問題で、同じ地域内での代替配送や運転手への特別手当などで非常にコストアップとなっている。
- 上海市内の倉庫を経由しての輸送となるため、倉庫の稼働が再開しなければ手配できず。
- 倉庫の封鎖が致命的。入出庫できず売上が立たない。上海港から輸入した貨物は、営業倉庫に移管できずヤードに留め置かれている。

4. 今後の生産について

今後ロックダウンが解除されたとしても、ロックダウン前と同様の売上確保を懸念する声も多くなっています。

- 100%の取り戻しは困難。既に失注もある。
- 注文残の解消及び督促への対応のため、停止前の150%、200%の稼働が必要となるが、不可能。他社への転注か失注の可能性あり。
- 中国内（上海以外）協力工場での代替や、上海と他地域とでの分散生産を検討している。
- 特に米国系顧客を中心に中国以外拠点での生産

体制構築（BCP 対応）も要求されている。再開しても中長期的には地政学的リスクにより中国拠点での売上減少が見込まれる。

5. 資金調達について

当行がスタンバイ・クレジット（銀行保証）を差入れ、中国現地の提携銀行から借入を行っていただく資金調達方法があります。スタンバイ・クレジットは当行（日本）からの差入れですが、資金調達そのものは中国国内となるため、調達額の制限（※1）を受けません。

資金調達のごニーズがございましたら、是非お気軽にご相談ください。

（※1）日本（親子ローンを含む）を含め、中国国外より資金調達を行う際には、調達方法を問わず、調達できる金額に制限があります。

6. お客さまへのメッセージ

当事務所が入居するビルでも封鎖が継続されており、在宅勤務での業務体制とさせていただいています。お問い合わせいただきます際は、下記事務所メールアドレスまでご連絡をお願い致します。

各種お問い合わせ、中国当地での資金調達に関するご相談等、いつでもお気軽にご連絡ください。

ご不便をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。

以上

上海駐在員事務所

所在地：

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心
2007 室

Room 2007, Shanghai International Trade
Center, 2201 Yan-an Road (West) Shanghai,
China 200336

TEL : (+86) 21-6275-1988

FAX : (+86) 21-6275-1989

Email : cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース 第61回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン・タイ・ベトナムの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～フィリピン～

【労働災害に係る提出書類の変更点】

労働局 Department of Labor and Employment (DOLE) における雇用者の Work Accident Illness Report (WAIR) についての変更

1. WAIR とは？

労働上で事故や病気が起こった際に、雇用主が提出する書類のことをいいます。基本的には、事故や病気が起こった日から翌月の20日までにそれぞれの地域の管轄オフィスへ提出します。

しかし、2020年5月からは新型コロナウイルスの感染拡大を受け、WAIR COVID FORM (従来の書類に加えて新型コロナウイルスに関連した記入をするもの) が発行されました。これは、社内での新型コロナウイルス感染者の有無を問わず、オンライン上での WAIR COVID FORM の DOLE への提出が毎月求められるようになりました。

2. 今回の変更点

2022年3月16日 DOLE より、WAIR COVID FORM の提出の要件が撤廃されたと発表されました。

しかし、従来の WAIR については引き続き、毎月30日に DOLE Establishment Report System (<https://reports.dole.gov.ph>) から提出する必要があります。

つまり、WAIR COVID FORM を提出する必要はないが、WAIR については事故や仕事に関連した病

気 (新型コロナウイルスの感染含む) などの有無に関わらず提出となります。

〈参考資料〉

[Labor Advisory No. 07-22 Employer's Work Accident Illness Report](#)

【証券取引委員会 (SEC) への提出書類の変更点】

証券取引委員会 Securities and Exchange Commission (SEC) 年次報告書の提出についての変更

すべての企業(株式会社、非株式会社ともに)は、報告書を the Electronic Filing and Submission Tool (eFAST) *によって提出することが求められるようになりました。

*以前は the Online Submission Tool (OST) と呼ばれていました。

eFAST によって提出する書類は下記の通りになります。

- The Audited Financial Statement (AFS) 監査済み報告書
- General Information Sheet (GIS) 年次報告書
- Sworn Statement for Foundations (SSF) 設立宣誓書
- General Form for Financial Statements (GFFS) 計算書類等**
- Special Form for Financial Statements (SFFS) 財務諸表***

** 日本でいう会社法での計算書類等

*** 日本でいう金融商品取引法での財務諸表

SECに登録しているすべての企業はそれぞれの報告書にアクセスし提出するために、eFASTへの登録が必要となります。

今回はOSTの名称がeFASTに変更したという点で、既にOSTに登録している企業は再登録の必要はありません。

eFASTによってまだ提出不可能なその他書類については、ictsubmission@sec.gov.phへ提出します。

〈参考資料〉

<https://www.sec.gov.ph/mc-2022/mc-no-02-s-2022/>

～タイ～

【社会保険料の負担額軽減】

タイの社会保険局の発表によると、今年5月から7月の2か月間において、タイの社会保険料の負担額が5%から1%に軽減されるとの公表がありました。

また、当該期間における決算書上、社会保険料の負担額分に数値変動がありますので、特に従業員数の多い企業の場合は、本社等に報告される際にご留意ください。

◆そもそも、タイの社会保険の仕組みとは？

タイの社会保険は、従業員、雇用主、政府の3者で各社会保険の種類別に、それぞれの負担率が振り分けられており、合計の負担率は、従業員5%、雇用主5%、政府2.75%の負担率です。

ただ、経済の状況次第では、今回のような軽減が行われる場合もあります。

原則、会社は保険料の満額1,500THB（従業員分は給与天引き合わせて）を翌月15日までに、社会保険事務局に支払う義務があります。

また、日本とタイでは、社会保障協定が締結

されていないため、日本人駐在員は、日本とタイの双方で社会保険に加入することになります。

ただし、取締役（ダイレクター）登記の方は、任意加入となります。

◇社会保険の内訳

- ・健康保険
（傷病、出産、心身障害、障害、死亡）
- ・雇用（失業）保険
- ・老齢年金

◇保険料

- 保険料最高額：750THBまで
- ※月給上限：15,000THB
- ※労使合計：1,500THBまで

日本人の場合、ビザ、ワークパミット取得要件として、月給5万THB以上である必要があるため、保険料は、原則750THB（労使1,500THB）です。

注意：

- ・健康保険に関して
現実的にタイでの医療水準は高くなく、保険対応医療機関も数が限られているため、実際に利用しない方が多いのが現状です。
- ・雇用保険に関して
受給条件：
タイの雇用保険は、8日以上失業状態の場合。失業手当として、過去15カ月に6か月以上保険料を支払っていること。
会社都合（解雇）の場合：平均給与の50%を180日分受給可能。
※上限は15,000THB
自主退職：平均給与の30%を90日分まで受給することが可能です。
※上限は15,000THB

・年金に関して

殆どの駐在員の方が手続きの煩雑さからタイで年金を受給していないが現状です。

～ベトナム～

【ベトナムの入国規制緩和】

1. ベトナムの進出動向

新型コロナウイルスの影響による入国規制が緩和され、外国企業のベトナムへの進出はどのような動向があるのでしょうか。

まず、ベトナムのここ数年の経済成長率を見てみましょう。新型コロナウイルス前のベトナムの経済成長率は年間平均約6%と、成長著しい周りの東南アジア諸国の中でも高くなっています。一方、コロナ過の2020年、2021年では3%弱にとどまっています。これはベトナムが厳しい社会経済活動制限措置を取ったことが企業の生産活動に影響を与えたことが要因だと考えられます。

しかし、コロナ過でも成長率は下がったとはいえ着実に成長をし続け、ついに規制が緩和されたベトナムに多くの企業が進出を始めています。

統計総局によると、ベトナム国内における3月の企業の新規設立申請件数は前月比96%増の約1万4,300件で、資本金総額は同127%増の約193兆ドンとなりました。1社当たりの資本金は平均約135億ドンとなり、前年同期比で大幅に伸びた。また事業を再開した企業は約4300社となりました。

第一四半期の累計では、新規設立の企業は前年同期比18%増の約3万4,600社、事業再開は同74%増の約2万5,600社で、過去最高の伸びを示しました。新設資本金と増資を合わせると、資本金総額は約1,170兆ドンに達しました。

一方で、第1四半期に廃業した企業は前年同期比17%減の4,355社で、全ての主要産業において減少しました。

これまで新型コロナウイルスの影響による入国規制を厳しく敷いてきたベトナム政府ですが、ここに来て経済維持と感染抑制の両立を目指す、いわゆる「ウィズ・コロナ」政策に移行してきています。その影響をうけ今後、経済成長率が高いベトナムにビジネスチャンスを見出した多くの外国企業が進出することが予想されます。

2. ベトナムへの入国について

ベトナムはこれまで新型コロナウイルスの影響を受け、外国人の入国に対して厳しい規制措置を取っていました。しかしベトナム政府は、2022年3月15日に規制措置が適用される以前の入国手続きに戻すことを発表し、入国の規制が大幅に緩和されました。(現在の入国に必要な要件やビザ取得についてご説明します。)

○ベトナム入国の必要要件

入国に必要な要件は日本人であれば、旅券の種類及び入国目的に関わらず、ベトナムでの滞在期間によって異なります。

15日以内の滞在を予定する場合はビザの取得を免除する取り扱いが行われているため、入管法上は特段手続きを採ることなく入国することができます。ただ、陰性証明書の取得・持参とオンライン医療申告は必要です。陰性証明書を取得する際は、RT-PCR法/RT-LAMPを使用する場合は日本出国72時間以内の実施、迅速高原検査を使用する場合は日本出国24時間以内の検査実施が必要です。オンライン健康報告は、一般的な過去2週間の体調に関する報告と、登場する航空機での座席番号や便などを入力するものとなっています。QRコードが申告後発行されま

すので、こちらをベトナム入国時に提示すれば問題ありません。

15日を超えての滞在の場合、ビザ免除の対象とならないため、在日ベトナム大使館などでビザを取得する必要があります。ビザ取得のための申請を行う場合、必要書類の中に入国許可書類が含まれています。そのため順序としては、入国許可の取得の後、ビザを取得して、陰性証明書の取得後、渡航という流れになります。

なお、ワクチン接種の有無や回数は入国の条件としては規定されていません。

○入国許可の取り方

入国許可については、招聘会社のIRC（投資登録証明書）やERC（企業登録証明書）、NA2及び16という指定フォーム、その他渡航に関する情報をそろえて入国許可申請を行うこととなります。法令上は申請後5営業日で結果が出ることになっています。ただ、実務上はもう少し日数が必要になるケースもあります。スケジュール上はある程度余裕を持って準備をした方がよいかと思われま

○ビザ申請

新型コロナウイルスに対する規制措置中、ベトナムビザの取得には1か月以上必要でした。しかし現在、ビザは必要書類が揃えば即日発行に対応しています。在日ベトナム大使館などに必要書類を持っていき、ビザを発行します。

○入国後

入国後、以前は隔離期間が定められていましたが、規制緩和後の現在隔離期間はなくなりました。入国日から10日以内は自己健康観察を行うこととなります。自己健康観察期間中の具体的な運用は、滞在先を通じ、地域の保健当局等

にお問合せください。なお、ワクチン接種の有無によって、自己健康観察の期間が短縮や延長されることはありません。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【インドネシアのM&Aに伴う労務及び法務】

<インドネシア>

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

米国公認会計士

加藤 豪氏

インドネシアでのM&A案件は、公表ベースでは、2018年ごろまで年間70~80件程度で推移していました。このうち日系のM&Aは年間約10件程度を占めています。一方で日本では、M&A案件は年間約3,000~4,000件あるといわれています。公表ベースの件数ですから、上場企業のM&Aに加えて、プレスリリースが出るような非上場大企業のM&A案件が上記件数に含まれます。日本上場企業数3,823社とインドネシア上場企業数794社(2022年4月時点)の比率を考慮しても、インドネシアのM&A市場はまだ未成熟といえます。

しかしながら、18年以降、ライセンス関係の取得・変更手続きが簡素化され、外資規制が緩くなって国外からの投資がしやすくなる方向に動いていますので、今後OUT-IN(国外⇒インドネシア)のM&Aや投資は増加していくと見込まれます。また、後述するグランドファーザー条項があることから、M&A案件の増加が期待できます。

今回は、M&Aに伴う労務及び法務のポイントをピックアップして、みていきたいと思えます。

グランドファーザー条項

インドネシアでは数年に1度、外資規制や最低資本金についての改正が行われており、過去に外資100%の出資が可能だった業種がいまは不可になったり、そのまた逆もあります。たとえば、レストランはもともと内資のみに開放されていた業種でしたが、2016年以降外資100%

出資できるように改正されています。

グランドファーザー条項とは、既存利益の保護の観点から、規制改正前に取得したライセンスや出資条件に関しては、規制改正後も守られる旨の法理をいいます。インドネシアでは、外資規制や資本金規制には、グランドファーザー条項が適用されると解釈されています。つまり、たとえば過去に外資100%出資で設立しているが、現行の外資規制では外資100%の設立ができないような業種であっても、株主変更後も外資100%で問題ない、ということになります。ただし、内外比率が変わらないケースに限られますので、株主変更前後で内外比率が変わる場合は、直近の外資規制や資本金規制が適用されてしまうことに注意が必要です。

外資規制は一般に緩くなる方向性に改正されてきましたので、グランドファーザー条項が問題になることはあまりないのですが、資本金規制において特に問題になります。外資企業の設立は、以前は25億ルピア(約2,250万円)の払込資本金でよかったのが、21年の改正により100億ルピア(約9,000万円)も求められることになりました。商社やサービス業など、業種によっては100億ルピアもの初期投資が難しいこともあると思います。そこで、既存の外資企業の株式を取得することにより、現行の投資条件を満たさずにインドネシアに進出することが可能です。こういった目的でM&Aを活用している会社も多くなっています。

スクイーズアウト

インドネシアでは、最低2名の株主が必要になります。したがって、親会社が99%、残り1%を適当な個人で保有しているケースなどが多くあります。M&Aにおいて、こうした個人の少数株主がいる会社の株式を取得する場合に注意が必要です。

日本では、90%以上の議決権をもつ株主が、

少数株主から強制的に株式を買い上げる手法があります。これがスクイズアウトです。

インドネシアではスクイズアウトの制度が存在しません。取締役会及びコミサリス会（監査役会）の承認を経て、既存の株主から株式を譲渡させる「間接買収」という手法によって、スクイズアウトと同様の効果を得ることもできなくはないですが、通常の株主譲渡と比べてコストと期間が膨大に増えることから、実務的にはとても使いづらいものとなっています。したがって、基本的には相対で株主譲渡契約を締結したうえで買い取らなければなりません。

こうした中で、個人の少数株主の連絡先がわからなくなっていたり、当初はパートナーとして協力してビジネス運営をしていたが、友好的な関係ではなくなっていたりするケースがあります。この場合、譲渡契約書締結を求めることは極めて困難になりますので、M&Aの初期合意書の締結前に、まず少数株主の現在の状況を確認しておくことが重要です。もし、どうしても少数株主と連絡がとれない場合は、事業譲渡の手法に切り替えるなど、別のスキームの検討が必要になってきます。

本当は、こういった事態に備えて、あらかじめ個人少数株主との株主間契約にて、「連絡が一定の期間取れなくなった場合は、株式を強制的に買い取ることができる」と定めておけばよいのですが、株主間契約を締結しているケースは少ないのが実情です。

競業禁止契約

買収後に役員を刷新することもあると思います。この際、役員の新規就任が問題になることがあります。競業禁止は、職業選択の自由と権利を守るという考えと、不当な競争を防ぐという考えがトレードオフの関係にあり、そのバランスのとり方に各国でバラエティーがあります。そのため、必ず現地の法務を確認する必

要がある事項の1つです。

たとえば、カリフォルニア州では、競業禁止義務を課すことを一切認めていません。また一方で香港のように、契約に規定されている競業禁止の範囲について、その一部でも合理性を欠けば、全体の契約を無効とする、といった国・地域もあります。日本では、合理性のある範囲内では有効とされています。

この点、インドネシアの労働法は、契約における競業禁止条項について規制をしておらず、裁判の判例としては日本に近い考え方となっています。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan

12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイにおいて保険会社が閉鎖した場合の行動指針のご紹介

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は、AAP より<保険会社が閉鎖した場合の行動指針>をご紹介します。

新型コロナウイルス感染症の長期に渡るパンデミックのため、保険会社の多くは、条件に該当する被保険者への賠償金を負担する必要があり、継続的に支払いを続けることができず事業を閉鎖せざるを得ないケースが増えています。これは COVID 保険の被保険者だけではなく、損害保険または生命保険の被保険者へも影響を及ぼしています。

保険会社が事業閉鎖した場合は、被保険者、受取人、或いは契約に基づき請求権を有する者は、次のような請求を行うことができます。

1. 保険契約の条件に従った事由が発生し、賠償請求を行ったが、まだ賠償金を支給されていない場合、保険基金¹に連絡し債権の支払いを要求することができます。当該基金は、

¹ ここでの保険基金とは、仏暦 2535 年損害保険法および仏暦 2535 年生命保険法によって設立された法人である損害保険基金および生命保険基金を意味します。当該基金は、保険会社が事業閉鎖等により事業免許を取り消された場合において、保険契約から生じた債務を受け取る権利のある債権者を保護します。基金の義務は、保険による権利・利益を保護し、被保険者である債権者へ支給できるよう資本金を管理すること、並びに免許が取り消された保険会社の清算人として行動することです。

承認された賠償請求に対し賠償金の支払いを引き継ぎます。

2. 保険契約の条件に従った事由が発生し、賠償請求が行われていない場合においても、保険基金に賠償金を請求することができます。基金は、保険契約の条件に基づき賠償金の支払いを検討します。
3. 保険契約の条件に従った事由が生じていない場合においても、被保険者は、保険基金に対し解約を通知し、残りの保険料を請求することができます。基金は、その契約に従い、残りの保険期間に応じて保険料を返還します。

なお、保険会社の事業閉鎖が承認されるまでの間に、保険会社が多様なオプションを提案するケースがあります。それは、被保険者が自主的に選択できる権利でなければなりません。被保険者がその選択を有益であると考え、同意する場合には、法に従い請求を行うことができますが、被保険者が同意しない場合には、元の保険契約の補償範囲は事業閉鎖の日まで有効となります。

被保険者、受取人、または契約に基づく請求権を有する者が自分の権利を行使し拒否された場合は、全国の中央保険委員会および地方の保険委員会（OIC）に保険に関する苦情を提出することもできます。

ご質問等ございましたら、AAP 法務部 南谷(minamitani@aapth.com)までお気軽にお問い合わせくださいませ。

以上

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

コロナ禍の支援（税務・会計） <マレーシア>

Kato Business Advisory

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 従業員寮の賃借料に対する二重控除の延長
(SAFE@WORK)
- ・ 事業所改修費用に対する優遇措置の延長

<従業員寮の賃借料に対する二重控除の延長 (SAFE@WORK)>

N子：加藤さん、今日も2022年度予算関連のお話ですね？

加藤：はい、そうです。

N子：宜しくお願い致します。

加藤：はい。本日は、まず従業員寮の賃借料に対する二重控除（SAFE@WORK）が延長された話について、ご説明させていただきます。

N子：従業員寮ですか？

加藤：はい。以前に話したかもしれませんが、コロナ禍で企業活動を支援するため、PEMERKASAの下では、Safe @ Workプログラムに登録した製造業および製造業関連サービス会社に対して、従業員寮の賃借料について二重控除が与えられていました。

N子：はい。覚えています。

加藤：さすがですね。その特別措置が、もともと5万リンギを上限として、2021年1月1日から2021年12月31日に発生した費用についてのみ認められるというものだったんですね。

N子：それが延長されたんですね？

加藤：そうですね。期間が1年延びて、2022年1月1日から2022年12月31日までに発生した従業員寮の賃借料にも適用されることになりました。

N子：なるほど。

加藤：ちなみに、二重控除って意味分かりますか？

N子：これ、前も出てきましたね？

加藤：そうそう。ちょくちょく出てきます。日本では、あんまり無いと思うんですが、マレーシアの税制では、たまにこの二重控除というのが出てきます。

N子：文字通り、倍の金額を控除できるという様な意味ですか？

加藤：そうそう。そうですね。例えば1万リンギの支出を行っても、2万リンギの支出の様に扱う事ができるんです。

N子：なるほど。かなりお得ですね！

加藤：そうですね。この従業員寮の賃借料以外にも色々あって、例えば身体障がい者の雇用とか、国際見本市への参加などに関連する費用も、一定の条件を満たすことで、同様に二重控除を受ける事ができるんですよ。

N子：なるほど。良く分かりました。

<事業所改修費用に対する優遇措置（延長）>

加藤：次に、事業所改修費用に対する優遇措置について、お話します。

N子：はい。

加藤：事業所の改修費用については、先程の従業員寮の賃借料と同様、もともとコロナ禍の特別な措置に基づき、2020年3月1日から2021年12月31日までに発生したのものについて、RM300,000を限度に特別控除が認められていました。

N子：特別控除ですか？

加藤：はい。と言うのは、普通、事業所改修費用は会計上固定資産になりますので、一発で費用処

理ではなく、減価償却していく必要がありますね？

N子：はい。

加藤：税務上は、キャピタルアローワンスと違って、会計計上の減価償却とは別計算になるんですが、いずれにせよ、通常は一発で費用処理はできません。

N子：それが、特定の期間だけ、一発で費用処理できるんですね？

加藤：そうです、そうです。その措置が、上述の通り、昨年1年間だったんですが、2022年12月31日まで延長されることになりました。

N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

ベトナムの付加価値税率の引き下げ及び残業時間の上限引き上げ ＜ベトナム＞

CaN International 国際会計事務所（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
ディレクター 山岡 靖氏

【付加価値税率の引き下げ】

ベトナムの付加価値税（以下「VAT」）の税率は、現行の 10% から 8% に引き下げられます。対象期間は 2022 年 2 月 1 日から 12 月 31 日（同日を含む）となっています。新型コロナウイルス流行の影響を受けた事業者や消費者を支援する狙いがあると言われています。

1. 適用範囲

ベトナム政府により 1 月 28 日に発行された Decree 15/2022/ND-CP（以下「政令 15 号」）によると、VAT 減税の対象は、標準税率 10% が適用されている商品及びサービスです。ただし、電気通信、金融、銀行、証券、保険、不動産事業、金属生産及びプレハブ金属製品の製造、鋳業（石炭鋳業を除く）、コークス生産、石油精製、化学製品、情報技術関連は対象外となっています。また、特別消費税の対象となる商品及びサービス（自動車、たばこ、アルコール等）、VAT の軽減税率 5% が適用されている商品及びサービスも対象には含まれません。

2. インボイスの発行

8% の税率の適用に当たり、控除方式で VAT を申告する事業者は、対象の商品及びサービスに関して、発行時にインボイスの VAT 税率の欄に 8% と記載する必要があります。またハノイ税務局は、2022 年 3 月 3 日付けオフィシャルレター・第 7059/CTHNTHT 号において、減税対象の商品及びサービスと減税対象外の商品及びサービスのイ

ンボイスは分けて発行することを求めていると、同じインボイスに両商品及びサービスを記載すると、すべてに対して 10% 税率が適用されることとなります。

3. VAT 申告

事業者は、VAT 申告時に、通常の VAT 申告書に加え、政令 15 号の付録に添付されている Form 01 を用いて減税対象の商品及びサービスの VAT を申告する必要があります。

【残業時間の上限引き上げ】

コロナ渦における労働力不足の解消の一助として、国会常務委員会は、2022 年 3 月 23 日付決議・17/2022/UBTVQH15 号を発行しました。

1.1 年間の残業時間上限

雇用者による要求に被雇用者が同意した場合、雇用者は、年間 200 時間超、300 時間以下の残業を被雇用者に求めることができます。なお以下は対象外となります。

- a) 満 15 歳から 18 歳未満の被雇用者
- b) 51% 以上の労働能力が失われている中度の障害、重度の障害、特に重度な障害を有する被雇用者
- c) 重労働・有害・危険、特別な重労働・有害・危険な業務に従事する被雇用者
- d) 妊娠 7 か月以上、または、高地・へき地・国境・島嶼地域で働く妊娠 6 か月以上の女性被雇用者
- e) 生後 12 か月未満の乳児を養育している女性被雇用者

2.1 ヶ月の残業時間上限

年間最大 300 時間の残業が認められる場合、1 ヶ月の残業は、40 時間超、60 時間以下まで認められます。当決議は、2022 年 4 月 1 日から発

効となるため、月次上限に関しては2022年4月1日からの適用となり、年次上限に関しては2022年1月1日からの適用となります。



CaN International Group

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合せ先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地 : 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【東京オフィス】

所在地 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2 第一稲村ビル7階

TEL : 03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。

現在、東京、シンガポール、中国、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、日系企業の海外進出、クロスボーダーM&A、国際税務、現地での各種支援サービスをワンストップで提供しています。

韓国駐在員日記

スターシア (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

公認会計士 申原 侑祐氏

2022年も早いものでもう5月になりました。日本企業3月決算が多いので会計監査の業務で、バタバタする時期かと思います。

韓国企業は、12月決算の企業がほとんどなので、期末決算に関する監査業務の繁忙期は終わって落ち着いたころとなります。

韓国でも上場企業が会計監査を受けるという大まかな制度は同じですが、上場企業の社会的な影響の大きさから、会計監査の重要性が増しており、その対策として、監査人を指定する制度や一定以上の規模の会計事務所にのみ上場企業の監査を行うことを認める会計事務所の登録制などが導入されています。

この度は、このような日本の会計監査の制度と異なる韓国の監査人の指定制度について、ご紹介致します。

韓国の監査人の選任の制度は、3年前に改正されており、大きく分けると周期的指定と職権指定という二つの監査人指定制度が導入されています。

周期的指定の対象は、KOSDAQ及びKOSPIに上場している企業、所有と経営の分離ができていない大型の非上場企業で、6事業年度、自由に監査人を選任した場合、次の3事業年度間は、金融監督院という日本の金融庁に相当する機関から監査人の指定を受けることとなります。

職権指定は、監理銘柄や財務状態の悪化などのいくつかの定められた事由に該当した場合、職権指定を受けることとなります。

具体的な指定方法については、対象会社の規模(資産総額)基準で、5つに分類し、監査人側も登録制に基づき登録された会計事務所(現在40社)を会計士の人数などの分類基準に基づき、5つに分類し、会社の分類水準より監査人の分類水準が低くならないように調整して監査人を指定するようになっております。

この制度が導入されて3年ほどが経ちますが、導入当初であるため、該当会社に対して一度に指定することができず、分散して指定するなどの対応も行っておりますが、今では上場企業の50%以上が指定監査を受けているとのこと。

周期的指定は、日本で議論されているローテーション制度と同等のものと考えられますが、まだ日本では、監査を受ける会社側の負担増や監査人側の会社に対する理解や経験が中断され、監査の品質が低下するなどの理由で、導入には至っておりません。

韓国も導入後3年ですので、評価するには、期間がまだ短いように思いますが、ニュースなどでは、監査品質の向上よりも会社側の負担が増えたというような声も聞かれています。

今後、韓国がこのような声を反映して、どのように制度を改善していくのか、期待したいと思います。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : info@starsia.co.jp

雇用補助制度 (ESS) 2022

<香港>

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

香港政府は、5月1日の午前0時以降に非香港居民の入境を2年以上ぶりに再開することを発表しました。非香港居民が観光等の目的で入境する場合、査証免除措置も適用されます。これにより観光客や出張者の受け入れが可能となります。入境には香港居民と同じくワクチン接種済であることが求められ、出発前48時間以内のPCR検査の陰性証明書と、7日間の隔離ホテル予約確認書の提示が必要です。さらに香港国際空港到着時、PCR検査と同時に「迅速抗原検査 (RAT)」も実施されるようになり、今後は「迅速抗原検査」の結果が陰性であれば、指定の検疫ホテルでPCR検査の結果を待つという流れになります。

さらに、各航空会社に対する着陸禁止ルールも5月1日(日)より緩和されます。現在「同じフライトで3人以上の陽性者が確認された場合、同航空会社の同路線を7日間着陸禁止する」という規則ですが今後は「同じフライトで5人以上または5%以上の陽性者が確認された場合、同航空会社の同路線を5日間着陸禁止する」へ変更されます。

ワクチンの3回目接種が完了していれば、日本に帰国後の隔離も免除となりますので、日本と香港を往復した場合の隔離期間は香港での7日間のみとなります。今後の感染状況にもよりますが、観光やビジネスにおける往来が現実的に再開されたことは大きなインパクトですね。

さて、第5波の影響を受けた企業に対し財政支援を提供するための新たな雇用補助制度

/Employment Support Scheme (ESS) についてです。本スキームは香港政府が労働者の雇用を保障することを目的に、対象となる雇用主へ補助金を支給すると発表しており申請の受付が2022年4月29日より始まります。これにより、約16万人の雇用者、160万人の従業員、および14万人の自営業者が、支援措置の恩恵を受けると推定されています。

基本的なESSスキーム内容は下記の通りです。

- ・申請期間：2022年4月29日～5月12日
- ・補助の受給期間：5月～7月の3ヶ月
- ・1企業あたりの申請最大従業員数：1,000人
- ・補助金額：8,000香港ドル/月。

さらに、下記の条件も加わり対象者が拡大しました。

- ・賃金補助の対象となる従業員の月給の上限 (HK \$ 30,000) を撤廃する。
- ・雇用主が、賃金補助の対象となる人数を設定するために、2020年ESSスキームのデータまたは2021年の第4四半期のいずれかを選択できる。
- ・MPFに加入済パートタイマー、臨時職員、自営業者、65歳以上の従業員も対象とする。
- ・第5波の影響が少ない業界でも100人を上限に申請できる。(従業員の多い大手スーパーマーケットやコンビニエンスストア、金融機関、不動産関連の企業など)
- ・月収HK\$3,000～HK\$8,000のパートタイムおよびフリーランスも申請可能、補助金は半額のHK\$4,000となる。

<申請者について>

雇用者

申請者は、企業/組織/自然人の立場で申請する必要があり、下記の全ての基準を満たしている必要があります。

- (1) 除外リストのパート I にリストされている雇用主ではないこと。
※地方自治体、外国政府、法定機関、その他の上場企業の雇用主などが対象外です。
除外リスト：
https://www.ess.gov.hk/doc/Exclusion_List_eng_2022_04_18.pdf
- (2) 2021年12月31日以前にMPFスキームか、ORSOスキームに加入していること。
※ORSOスキームは職業退職計画といってMPF以前からの民間の年金積立制度です。
- (3) 清算、登録抹消、休止状態になっていないこと。
- (4) 2022年5月10日までに、2020年ESSスキームにおける返金や罰金を済ませていること。

自営業者

申請者は、自営業者として個人の立場で申請します。

2021年12月31日以前にMPF「自営業者アカウント」を作成し、申請時にアカウントが取消されていないこと。また、自営業者が複数のアカウントを持っている場合でも、提出できるのは1回のみ。

<賃金補助と計算方法について>

2020年ESSスキームで補助を受けた企業は、当時の資料に基づき申請手続きを行える。当時から雇用人数を増やした企業は、21年第4四半期（10～12月）のMPFの記録に基づいた申請も可能。

「月給」は、MPFの記録に示されている収入、またはORSOスキームに加入している従業員の実際の賃金を指す。これには、給与、手当、コミッション、ボーナスなどが含まれるが、非金銭的給付、退職金などは含まれない。従業員の賃金が月

給ではなく日給などの場合、または月収が不安定な場合は、月給の形に換算する。

従業員は、「基準月」にMPFスキームに加入している18歳以上の「正社員」および「臨時従業員」と、ORSOスキームに加入している香港ID保有者である18歳以上の従業員を対象とする。申請者が1人の従業員に対し複数のMPFアカウント、ORSOスキームを設定している場合も、その従業員は1人として計算する。

<申請方法>

申請を希望する雇用主または自営業者は、オンラインで申請書類に記入後、提出すると同時に必要な書類をアップロードする。その後、受領確認のための確認メールとSMSが送信される。2020ESSで承認された申請書を持っている雇用主は、2020ESS申請番号と事業登録番号を使用して申請書を提出する必要がある。一度提出すると、申請をキャンセルまたは変更することはできない。申請内容に不備がある場合は、メールまたはSMSにて申請者に通知が送信され、指定された日付までに補足情報を提出する。

提出に必要な書類詳細

雇用主：

[https://sess.gov.hk/doc/2022ESS_InfoRequiredTable\(ER\).pdf](https://sess.gov.hk/doc/2022ESS_InfoRequiredTable(ER).pdf)

自営業者：

[https://www.ess.gov.hk/doc/2022ESS_InfoRequiredTable\(SEP\).pdf](https://www.ess.gov.hk/doc/2022ESS_InfoRequiredTable(SEP).pdf)

<補助金の受給>

メールとSMSで申請者に申請結果が通知される。申請が承認された場合、補助金は申請書に記載されている申請者の銀行口座に下記のように分けて入金される。

- 1回目：5月分
- 2回目：6月分
- 3回目：7月分の70%
- 4回目：政府に返還される補助金や罰金があれば
差し引かれた残りの額

記事の内容および香港法人の件でご不明点がございましたら、弊社までお気軽にお問い合わせください。専門家が対応させていただきます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong
Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

上海市ロックダウンの現状と 日本本社の役割

～長期化するロックダウンに対し、深刻な影響が生じると共に、本社として改めて中国事業体制の見直しが必要～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

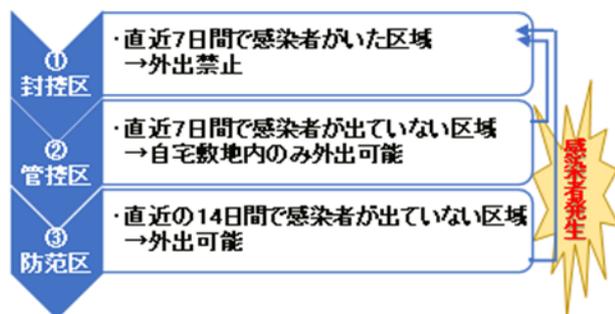
米国公認会計士 古谷 純子氏

上海市では3月28日に浦東・浦南及び隣接する区（以下“東部地区”と表記）のロックダウンの開始後、本稿執筆時点においても完全な解除の目処が立たない状況です。各種の深刻な影響が生じるとともに、日本本社として、ゼロコロナ政策の継続を前提とした子会社に対するリスクマネジメントと、サプライチェーンの分断を回避すべく、中国事業体制の再確認・再検討が必要と考えられます。

（尚、5月16日に上海市副市長が“6月1日から6月中下旬に掛けて正常な生産と生活を全面的に回復する”と述べ、また現在、徐々に解除に向けた動きも見受けられます。）

1. 上海市ロックダウンの概況

まず現在、どのようにロックダウンが実施されているかを簡単に説明します。



封鎖は、居住エリア（“小区”と呼ばれるマンション群、団地等の区画エリア）ごとに感染者の発生有無により3段階に分類管理し、低リスクのエリアから解除を進めますが、PCR/抗原検査が繰

り返される中、感染者が発生した場合、当該居住エリアでは、“①封控区（封鎖コントロール区、左下図参照）”の隔離措置を再開と振り出しに戻ります。

この“ゼロコロナ政策”の下、当初の封鎖予定期間（東部地区（3/28～4/1）、西部（浦西）地区（4/1～4/5））を大幅に超過し、依然ロックダウンが継続する状況ですⁱ。

ロックダウンにおいて、深刻な状況の一つに食料の確保が挙げられ当局からの配給状況に差異が生じました。駐在員の場合はサービスアパートメントに居住する例も散見されますが、当該管轄は一般居住区の所謂“街道”ではなく、（ホテルなどの）“賓館区”に分類され、（居住ではなく宿泊と看做され）全く配給が受けられない事態も見受けられました。またオンライン購買はアクセスオーバー・配送問題が生じ、一般居住区でも物々交換やマンション内での団体購入等々により必要物資を入手するなど、個人差があるものの深刻な状況も生じており、下述の上海商工クラブ実施のアンケートに“会社で食料品を調達して従業員に配達した”、またメンタル面でも“終了の先行きが見えず、精神的にも厳しくなっている”との回答もある程でした。

一方、上海市政府は、ロックダウンの解除や企業活動の再開に向けて動き出し、4月16日付け「上海市の工業企業の操業再開における防疫対策の手引き（第1版）ⁱⁱ」等により再開に向けた施策を打ち出しました。これに先駆け、工業と情報化部の特任チームが上海市入りし、優先的再開を許容した重点企業ホワイトリストを作成、集積回路や自動車製造を始めとした当該“ホワイト企業”の優先的再開が認められ、4月20日時点で当該666社のうち403社、22日のプレスカンファレンスでは約70%の操業再開ⁱⁱⁱが報じられています。

また、ロックダウンの解除についても、4月22日に、隔離対象外の地域での感染が一定基準まで抑制されればとの条件の下、段階的に解除すると発表する等の方針も打ち出され始めました。

尚、上海市税務局は、月次/四半期税務申告（3月度及び4月度分、すなわち4月月初申告分及び5月月初申告分）の5月31日までの期限延長を公表しました^{iv}。一方で、企業所得税の確定申告（5月末期限）、年度報告（6月末期限）など他の行政手続きの期限延長は現時点では公表されていません。くれぐれもご注意ください。

2. 上海市ロックダウンに関する日系企業・駐在員の動向

上記の厳格なロックダウンの実施の影響は、“上海市封鎖による事業への影響に関するアンケート結果”（上海商工クラブ実施・公表 2022年4月15日）^vから抜粋した以下の状況等にも顕著に表れています。

➤ 物流の停止：

上海市内での物流、上海市外との物流、国際物流共に“停止”、或いは一部対応可能でも“トラックドライバーや港湾の荷役作業員の不足”が挙げられ、サプライチェーンの分断や国際物流の機能停止、貿易に甚大な影響への懸念など、深刻な状況を反映

➤ 人の移動が厳格に制限：

- ✓ 3月～4月の異動期にもかかわらず、帰任、赴任ができないなど人の移動にも影響
- ✓ 食料の調達や通院など、生命に関わりかねない項目での影響もあり

➤ 資金の流れの停止：

銀行の封鎖、出勤・押印ができず、従業員給与や取引先への支払いなど決済業務ができない例もあり

上記の通り、“ヒト・モノ・カネ”の全てに影響

が生じる中、更にロックダウンにより“顧客への納期の説明ができない”、“製品の生産・納入ができず、他地域の同業者にシェアを奪われ始めた”等のビジネス上の深刻な影響を反映した回答も見受けられます。

3. 日本本社として求められる短期的・中長期的マネジメント

ロックダウンの影響は上海市だけに止まりません。上海市を支援すべく、蘇州など近隣地区では多数の医師や工事現場の作業員などの派遣や食料支援等を行っており、手薄になった医療体制を鑑み、居所からの外出に24時間以内のPCR検査報告書の提示が求められるなど、既に周辺地区を含め大きな影響が生じています。

今後、ゼロコロナ政策の継続を前提にすれば、他地域でも同様にロックダウンが実施される可能性は排除できず、日本本社としては、上海市の例に基づけば、告知期間が殆ど設けられないとの前提で、ロックダウンを含む厳格な感染抑制政策に対して、中国全拠点の従業員の保護やサプライチェーンの確保が必要となります。

日本本社として、適時の情報提供体制の構築や各種判断基準（駐在員、家族の国外退去要否を含む）の策定、各種物資の現地法人での備蓄など、事前に備えるべき対策は必須です。しかし、今回のように一旦、ヒト・モノ・カネの動きが隔絶されてしまえば現地法人や駐在員・現地スタッフの自律的対応が求められます。従い、今後、現地法人がBCP（Business Continuity Plan：緊急時企業存続計画或いは事業継続計画）^{vi}に準じた対策が講じられるよう、日本本社としてその構築支援が望ましいと考えられます。

中長期的に見た場合、改めて、中国事業の安定的運営に向けた事業体制の確認・見直しが必須であり、また現地法人の果たすべき役割、現状の機能やリスクの再確認に立ち返るケースもあるで

しょう。中国拠点(の一部)が閉鎖した場合でも、他の拠点をも含めた緊急避難・短期のサプライチェーンの確保は上記 BCP にも通じますが、今後、中長期的に見た中国における各種事業の再編の検討も、必要に応じ、日本本社に求められると考えます。

-
- ⁱ 尚、上海市の居住エリアごとの3段階区分リストは、上海市政府 HP に掲示、更新中であり、下記 URL の通り。
URL: <https://www.shanghai.gov.cn/yqfkzccs/index.html>
尚、居住エリア(小区)単位から建物(楼栋)単位での封鎖管理に緩和予定との情報も見受けられるが、当局の正式発表は無い。
- ⁱⁱ 同手引き(第1版)の図解が上海市経済と情報化委員会 HP に掲載されており、下記 URL の通り。
URL: <https://www.sheitc.sh.gov.cn/zxxx/20220418/9afc0a729e1c45fea9162be9a6ec15c3.html>
- ⁱⁱⁱ 原文(上海市民が関心のある問題について、関連部門が解放日報記者の質問に回答)は下記 URL の通り。
URL: <https://www.shanghai.gov.cn/sjzccs/20220422/06b7f19c9e3444aab82f3b15e037603b.html>
各プレスカンファレンス詳細は右記 URL の通り。
URL: <http://www.scio.gov.cn/xwfbh/gssxwfbh/index.htm>
- ^{iv} 原文は下記 URL の通り。
URL: <http://shanghai.chinatax.gov.cn/xxgk/tzgg/202204/t462595.html>
- ^v 同結果の概要・個別回答は上海商工クラブ HP の下記 URL にて閲覧可能。
URL: <https://jpcic-sh.org/news/article/newsid/3375>
- ^{vi} BCP に関しては、経済産業省の右記 URL を始め、各種情報をご参照願いたい。
URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】 : <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(のほら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、

その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

【中国子会社の現状確認についての実務動画のご案内】

コロナ禍で中国に渡航できない日系企業様向けに、中国現地法人の把握しておくべき基本資料とその資料の見方、中国現地法人の現状を把握するため、中国現地から日本本社向けに送られてくる決算書の確認方法、また、決算書を使った簡易分析の方法を中国室長補佐の坂本が昨年、外部セミナーを行った動画を切り抜いて配信しています。実務よりの内容になりますので、お手元に中国現地法人の営業許可証、定款、監査報告書、科目残高表を準備して視聴するとより理解が深まります。※2021年9月撮影

概要

対象	中国に子会社（独資、合併）がある企業	
動画 URL	1. 中国子会社の基本資料の内容と重要性 https://youtu.be/dLccwzUqeFc ・営業許可証正本、副本及び関連する変更届出の通知書 ・会社の定款及び定款修正案 ・印鑑（会社印、法定代表人印、財務専用印など）	
動画 URL	2. 中国子会社の決算資料等の確認と簡易分析方法 https://youtu.be/61xWpLm1z4g ・そもそも現地法人にどのような財務関連資料が存在する？ ・中国の勘定科目 ・決算資料等の内容確認・分析においてどこに注意すべき？	
事前準備資料	1. 中国子会社の基本資料の内容と重要性 1. 営業許可証 2. 定款 2. 中国子会社の決算資料等の確認と簡易分析方法 1. 監査報告書 2. 科目残高表	

～ 特典!! マイツグループの無料 Web 面談サービス ～

このチラシを見て Web 面談をお申込頂いた企業様には、無料で簡易的分析を行います！面談内容に基づき提案、アドバイスさせていただきます。その他、中国子会社に関する質問にも対応しますので、お気軽にお申し込みください。（お申込み→事前資料提供→Web 面談→提案・アドバイス）

マイツグループについて

マイツグループは、会計事務所系の専門家グループであり、お客様の会計税務、人事労務、経営に関するニーズに対して幅広くサービス提供できるグループです。17国35カ所に自社拠点とアライアンス先を持ち、アジア圏の海外事業に対して幅広く対応させていただきます。

マイツグループ 東京事業所内 担当窓口
 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート28階
 電話番号：080-9303-8667 担当：篠原 メールアドレス:yshinoha@myts.co.jp
 マイツグループ URL <http://www.myts.co.jp>